



NO. 762  
 発行  
 12・7月25日  
 国鉄労働組合  
 新潟地方本部  
 発行責任者  
 関川 和彦  
 編集責任者  
 教 宣 部

# 笑顔で働きたい

「ありありフェスタ」が7月15日（日）11時より新潟駅南口広場で開催されました。

「ありありフェスタ」は、にいがた私学争議団支援共闘会議が中心に実行委員会を結成、不当解雇・不当労働行為で闘っている労働者の実態を広く市民に訴え運動を広げていくため開催しました。

## 多くの団体参加

参加団体は、建交労・中越エク



スプレッス支部、生きさせろ新潟、教育ネットワーク、新婦人新潟支部、加茂暁星職組、私学父母の会、私教連、など多くの方々が実行委員に参加しました。

はじめに、実行委員会を代表して、足立弁護士からあいさつ、その後、ステージでは「ステージジャック」で4団体が出演しました。歌やダンスがあり、歌では、Baby★BaBa・近藤秀樹・鍛冶屋と建具職人・そして、ヒップホップダンスがありました。アマチュアのシンガーソングライターで新潟市内のライブハウスで演奏活動・県外にも活動しています。

# ありありフェスタ 駅南口広場

## 選挙告示

2012年度、第81回全国大会及び第26回東日本大会代議員選挙において、次の通り確認したので告示する。

### 全国大会代議員(定数1)

得票氏	名	年	齢	職	名	支	部	名	組	合	役	職
当選	109	田	野	忍	53	新	潟	新	幹	車	車	地
		8	杉	野	39	東	新	潟	機	車	新	地

有権者数 141

投票総数	121票	有効投票数	117票
		白票数	4票
		無効票数	0票

棄権 20名  
持帰り 0名

### 東日本大会代議員(定数1)

得票氏	名	年	齢	職	名	支	部	名	組	合	役	職
当選	94	藤	井	明	53	東	新	潟	機	車	新	地
	21	尾	野	文	60	新	潟	機	車	新	支	地

有権者数 141名

投票総数	121票	有効投票数	119票
		白票数	2票
		無効票数	0票

棄権 20名  
持帰り 0名

2012年6月25日  
 国鉄労働組合 新潟地方本部  
 選挙管理委員会

## ミニライブ 本宮宏美 小宮陽子

ミニライブでは、新潟で今注目のアーティストで本宮宏美さんのフルート演奏・小宮陽子さんの演奏がありました。



## 夢をもって

バトルコーナーでは「若者バトルトーク・笑顔で働きたい」で、本宮さん、小宮さん、高校生、新聞記者、大学生などパネラーで登壇、進行役に父母の会・坂井事務局長の進行で行われました。1時間半くらいでしたが、今の若者の生活、仕事に対しての夢・希望など話されました。実際に働いている青年の思いなども発言されました。青年が大人の人に夢をもって働いて欲しい。職場では笑顔で働きたいなど出されました。



## 出店 テント6ハリ

会場では、テントが6はり設置され、10団体が出店しました。飲食関係は、焼きそば・カレー・焼き鳥・生ビール・など労働相談のコーナー・手芸販売・イベントグッズ・子どもの遊び場・署名の訴えくなど多彩な内容で展開されました。朝、雨で心配しましたが、会場の新潟駅南口広場は、延べ700人を超える人達を通りかかりました。

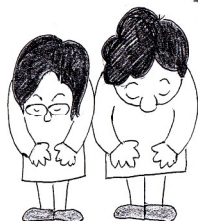


# 最高裁要請行動

8月9日(木)

10時20分～

最高裁判所前集合



はじめての体験!

卒業生からの手紙です。たくさんのお署名と募金を集めて送っていただいた中に添えられていた手紙(要約)です。

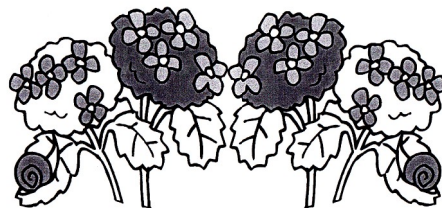
集会や集まりなどの機会に署名をあらかじめ。皆さん、快く署名に応じていただきました。闘いはこれからがヤマ場です。校長側の理不尽さを広く訴えて、支援の輪を広げてください。特に、加茂や三条などの地元の市民や父母、卒業生、退職された先生方にも訴えを広げてください。とりわけ、卒業生や退職された先生方への訴え訴えは重要だと思います。校長側に対し、抗議の声を集中させることも必要です。2人の先生の復帰を勝ち取り、母校が、教師、生徒の個性自主性を尊重し、民主的な明るい学園になる。しを心から望みます。

ようやく最高裁第1小法廷から記録到着通知書が来ました。

事件番号は、上告事件・平成24年(才)第1130号、上告受理申立事件・平成24年(受)第1383号です。早速、加茂暁星高校非常勤講師解雇撤回裁判独自の最高裁への要請を行うことになりました。

また、朝8時から最高裁判所前のチラシまきを予定しています。あわせてご協力お願い致します。

教育労働者が使い捨てにされることのないように、最高裁への要請署名にご協力ください。



圖う仲間をささえて

## 加茂暁星高校非常勤講師解雇撤回裁判ニュース

第44号 2012年7月13日発行 谷正比呂  
新潟市中央区弁天橋通1-13-13 私学会館内  
☎025-286-7600 ✉sikoren@wish.ocn.ne.jp

### 上告理由書、上告受理申立て理由書の紹介3

20年前後も繰り返し雇用され、正規教員と一緒に加茂暁星高校の教育を担い続けてきた非常勤講師の仕事は1年契約だから雇用の期待権がないといとも簡単に切り捨てた東京高裁判決(昨年2月22日判決。この問題点をニュースでは、4回に分けて明らかにします。(今回は3回目))

#### その1の概要

非常勤講師の仕事が形式上は1年契約でありながら、毎年継続することを前提に学園の学級運営がなされていたこと、カリキュラムの変動で授業数に大きな変動が出ないよう、正規教員の持ち時数を調整することで非常勤の持ち時数を確保し、私学らしい継続的な教育を維持してきたことを明らかにしました。

#### その2の概要

正規教員の大幅な授業持ち時数増がなければ非常勤講師の解雇事件は起こりませんでした。学校教育では、経営優先の判断が教育内容の低下や教職員の多忙化を招きます。加茂暁星高校では、教育を守るため、教職員は必死に努力し、病人や退職者まで出すに至りました。平成20年の教頭の急死も無関係とは思えません。

#### その3

非常勤講師は使用者と対等の契約を結んでいる、という誤り

高裁判決では、「実際に担当する授業時数が判明したあとに、非常勤講師としての雇用契約を締結するか否かは、非常勤講師が自由に選択することができた。」としている。しかし、非常勤講師が、使用者と自由対等の契約を結べるはずもないのは労働者なら誰でも分かることです。

原告の一人が、16年前に、契約を断つたことがあります。そのことを高裁判決は、「自由に契約を結んだ証拠にしています。」

しかし、この件は、翌年度4月からの授業持ち時数を定める時点で、前年度1月ごろ原告に、授業持ち時数を7時間にしてほしいといわれた承したところ、3月末に社会保険の加入条件を8時間以上としている(過去には5、6時間でも加入できる)としていた。学園が社会保険の加入を断つたことに起因します。そこで、社会保険の



加入を必要とする原告が、学園の不誠実に抗議の意味でとった対応です。このとき正規の教員も原告の思いを受け止め、来年度は確実に時数を確保することを約束しています。1年後、学園も原告を再度職場に持ち時数を12に増やして迎えました。更に、社会保険の加入条件も7時間でも可能に変えています。高裁は、このときの原告の生活に対する不安と葛藤する必死の思いが理解できないのでしょうか。

加茂暁星高校の非常勤講師が、生活ギリギリの収入であつても長く仕事を続けてきたのは、他校に安定的な仕事を見つけたことが容易でない中、加茂暁星高校では、低賃金で年収は不安定ではあつても仕事を続けることができると言われていたこと、また、長く続けるがゆえに、正規の教職員、生徒との人間的な関係ができ、ともに学校教育を担っていく仕事に対するやりがいを感じていたからです。